

○配置従事の届出について

(昭和四〇年二月一日)

(薬事第二九号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第三二条の規定による標記届出に係る事務処理については、配置業務は一定期間毎に断続的に行なわれることが多いため、従来は行なう都度、あらかじめ届け出を義務づける扱いをしていたと思うが、同一暦年内における配置従事の計画は、通常当該年初において定められ、かつ、年内において変更されることが殆どない事情にかんがみ、同一暦年内に最初に配置従事する際、当該暦年内の計画にのっとりて区域その他届出事項を届けた場合は、二回目以降その都度届け出る必要はないものと解されるから、今後はそのような取扱いをなすことにより届出義務者の負担軽減と行政事務の簡素化をはかられたい。